

令和8年

貨物運送事業者 燃料高騰対応支援金

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者に支援金を交付します。

対象者

中小貨物運送事業者のうち、要件を満たす方。

※裏面の「対象要件」をご確認ください。

交付額

一般 / 特定貨物自動車運送事業者

▶ 1事業者につき **200,000円**

貨物軽自動車運送事業者

▶ 1事業者につき **20,000円**

申請期間

令和8年9月18日（金）から11月30日（月）まで

申請方法

電子申請システム（e-kanagawa）または郵送で申請可能。

※申請にあたっては市ホームページをご確認ください。

「茅ヶ崎市中小貨物運送事業者燃料高騰対応支援金」に係る申請に必要な書類などは、市ホームページから確認・取得してください。

【URL】 <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sangyo/1043316/1062290.html>

【問合せ先】茅ヶ崎市 経済部 産業観光課 産業振興担当 ☎0467-81-7144(直通)

市HPは
コチラ



支援金の対象となる要件について

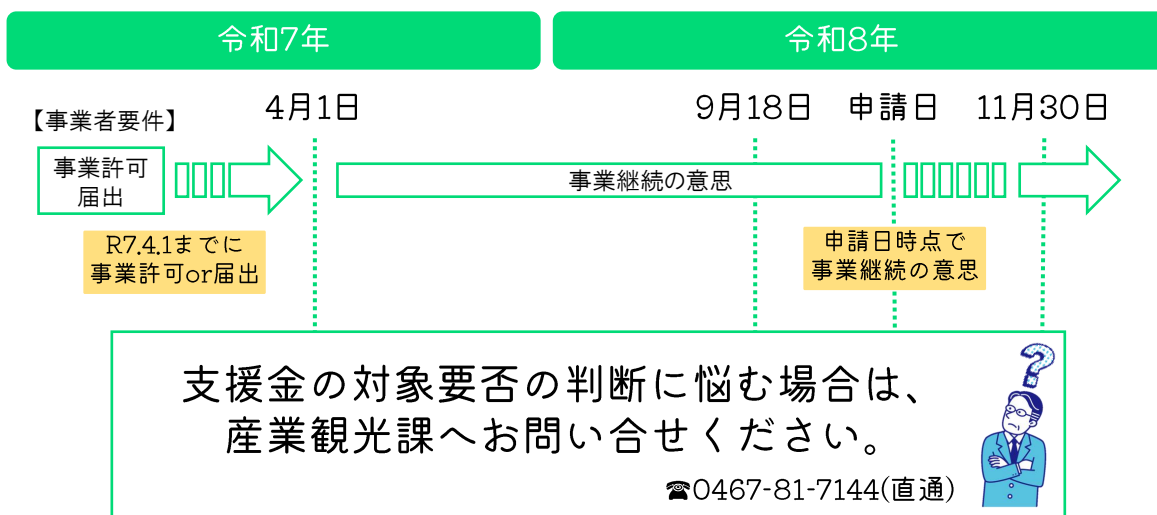
対象要件

次の①から③のすべての要件を満たす事業者が対象

- ① 資本金3億円以下または従業員数300人以下
- ② 令和7年4月1日までに関東運輸局神奈川運輸支局にて、次のいずれかの事業許可または届出済み
 - ・ 一般貨物自動車運送事業
 - ・ 特定貨物自動車運送事業
 - ・ 貨物軽自動車運送事業
- ③ 申請日時点において前項の事業を継続し、引き続き事業継続の意向のある事業者



申請タイムライン早見表



よくあるお問合せ



Q1. 本社は茅ヶ崎市外ですが、茅ヶ崎市内に営業所があります。支援金の対象になりますか？

A1. 本社でなくても、営業所等の事業拠点が市内にあれば、対象になります。

Q2. 茅ヶ崎市内に営業所はありませんが、車両の車庫等は茅ヶ崎市内にあります。対象になりますか？

A2. 対象外です。

Q3. バイク便のみの事業者です。バイクは支援金の対象になりますか？

A3. 原動機付自転車および二輪自動車等、いわゆるバイク便のみの事業者は対象外です。